

平成23年10月19日
いの町技術監理課

単品スライド条項の運用の拡充等に関するお知らせ

単品スライド条項の運用については、平成20年9月18日より「鋼材類」や「燃料油」に分類される各材料を対象としていましたが、これら以外の主要な工事材料についても、単品スライド条項の対象とすることとしましたので、お知らせします。

記

1. 単品スライド条項の運用の拡充について

「鋼材類」、「燃料油」以外に、「特別な要因により価格上昇が明確な工事材料」を対象品目として加えます。

(参考)

- ・「鋼材類」：H型鋼、異形棒鋼、厚版、鋼矢板、鋼管杭、鉄鋼2次製品、ガードレール、スクラップ等、鋼材を主材料として構成されている材料
- ・「燃料油」：ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油
- ・「アスファルト合材」：合材プラント工場で製造されたアスファルト合材
- ・「レディーミクストコンクリート」：生コン工場で製造されたレディーミクストコンクリート（生コンクリート）、モルタル

※上記以外の工事材料についても、単品スライド条項の対象となりますが、便乗値上げでないことなど、価格上昇の要因に関する説明資料を請求時に監督職員に提出し、その要因が明確と判断されたものが対象となります。

2. 施行日

平成23年10月19日